

平成 26 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 6 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 26 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 26 年 5 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条の 4 に次の 1 項を加える。

5 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条または附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 2 4 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 地方税法施行規則附則第 7 条第 1 1 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する

場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の附則第8条の4第5項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。